

デマンド乗合タクシー

「みらいくん」をご利用ください



4月から運行しています

デマンド乗合タクシーは、事前に電話で予約をしていただき、複数の方が乗り合いで、それぞれの希望する場所から、目的地（市内のみ）まで、タクシー車両が送迎を行うものです。ドアツードアで目的地まで移動できる非常に利便性の高い公共交通手段ですので、ぜひご利用ください。

付場所にも設置してあります。登録完了後、市から利用者登録書を送付します。

「みらいくん」運行概要

- ▼利用対象者：本市に住居登録をされている方で、一人で乗降が可能な方（一人で乗降が出来ない場合は、介助者の方が同乗されればご乗車できます。）
- ▼運行区域：つくばみらい市内全域（市内限定）
- ▼運行日：月～土曜日（年末年始除く）

高齢受給者証が更新されます

新しいものは7月下旬に郵送

および「きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館」でも受付ができるようになりました。ぜひこの機会にご登録ください。

▼登録方法：「デマンド乗合タクシー利用者登録申請書」をご記入の上、伊奈庁舎企画課、伊奈庁舎市民窓口課、谷和原庁舎市民窓口課、各コミュニティセンター、きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館に提出してください。登録申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、各受

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証（青色の証書）」の有効期限が7月31日（木）で切れますので、8月1日（金）からご使用できる高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

受診の際は保険証と一緒に

高齢受給者証は、医療機関窓口での自己負担割合を示す証書ですので、医療機関を受診する際には、必ず被保険者証と合わせてご提示ください。

始12月29日～1月3日は運休

▼運行時間：午前8時～午後5時（ただし、正午から午後1時まで運休）

料金（1人1回の乗車につき）

- ▼大人（中学生以上）：500円
 - ▼小人（小学生）：200円
 - ▼障がい者：200円
 - ▼小学生未満（保護者1人に対し2人まで）：無料
 - ▼障がい者の介助者（障がい者1人に対し1人まで）：無料
- ※料金は利用券での支払いになります。

問 伊奈庁舎企画課 ☎58-2111（内線1221）

◆自己負担割合について

- ・4月1日までに70歳になつている方：1割負担
 - ・4月2日以降に70歳になつた方：2割負担
- ※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者がいる方は、『3割負担』となります。
- ※8月1日（金）からの自己負担割合は、平成25年中の所得および収入で判定します。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111（内線1183）

市景観計画・景観条例が全面施行になります

市では、国が定める景観法に基づき、「つくばみらい市景観計画」および「つくばみらい市景観条例」を制定しました。これは、8月1日（金）より全面施行になります。これにより、条例に規定する一定規模以上の建築などを行う予定がある市民や事業者の皆さんは、市への届出が必要になりますので、都市計画課に事前に相談してください。

は、必要な限度において、設計の変更などの勧告または変更命令を行うことができます。

【景観計画とは】

市景観計画では、景観まちづくりを進める基本的な計画として、本市における景観形成の目標や方向性を明らかにするとともに、景観法に基づき市民、事業者、行政が一体となって目標を実現するための体系的な施策を検討することを目的として策定しています。

【景観条例とは】

良好な景観の形成を図るため、景観計画に定める方針や制限などを実行するために必要なことを定めたものです。届出を要する行為、事前協議制度、景観アドバイザーの設置などについて定めています。

【対象区域は市内全域】

景観計画の区域は、市内全域を対象としています。また、景観計画区域のうち、重点的に良好な景観を形成する必要がある地区について、「景観形成重点地区」（絹の台地区、みらい平地区）としています。

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58-2111（内線8161）